

議論、賛同得ずい項目から

公明党内の憲法論議が再開した

「憲法改正の最終的な意思決定の手続きを定めた国民投票法が施行され、形式的には憲法改正の環境は整いつつある。党内では10年以上前から憲法問題について相当議論してきたが、今後は公約に掲げてきた『加憲』について、具体的な議論を始めたい。衆参両院とも若い議員が多くなってきたので、併せて、党内でこれまでどのような議論をしてきたかを振り返らざる必要もある」

「どこいつ項目が『加憲』の対象か

「これまで公約に掲げてきたのは、環境権などの新しい人権や地方自治の拡充、自衛隊の存在の明記などだ」

「環境権については国内外で否定的な見解も多い」

「問題は環境権の内容だ。地球環境を維持していくのは最重要課題だし、現在の良好な環境を維持し、それを後世に伝えていくことに反対する人はいないだろう。ただ、憲法上、その環境権をどのように位置付

公明・副代表 北側一雄氏



(酒巻俊介撮影)

けるかとなると課題は多い。単なる権利なのか、それとも国に対して責務を負わせるものなのか。さらに、国民も責務を負う必要があるのか」

「環境そのものの定義も幅広い」

「憲法の人権規定の主体はあくまでも『人』だ。しかし地球環境というのは人間だけで構成されるものではない。動物や植物などの自然も地球環境だし、そのほかあらゆるものが地球環境といえる。地球環境を守るといったときに、その権利の主体はだれなのか。研究ははじめる、なかなか難しい課題が多い。加憲の

重要な選択肢だと考えているが、これまでは総論としての議論だった。今後は具体論として詰めていく」

「大災害時の対応を定める緊急事態条項の創設はどう考えるか」

「憲法では衆院解散から40日以内に選挙を行うことになっているが、大災害で選挙ができない事態が生じたらどうなるのか。現行の規定のままでは、衆院議員が存在しない状況が起こりうる。参院議員も、選挙の直前に大災害が発生すれば、同様の

状態が生じてしまう。緊急性の高い問題だと思つが、新たに条項を設けるには課題も多い」

「どのような課題が想定されるか」

「環境権と同じで、緊急事態とは何かというところから議論を始めなければならぬ。4年前の東日本大震災のような事態が考えられるが、条文でそれをどう表現するのか。『緊急事態』というだけで、あまりに解釈の余地が広すぎると、議会制民主主義を否定することにもなりかねない。さらに、緊急事態ということをだれがどのような手続きで判断するのかも議論する必要がある」

「緊急事態条項は私権を制約する内容を含む場合もある」

「緊急事態条項といった場合、被災者の救出や被災地への物資の供給などのために、首相に一時的に権限を集中することを想定する人もいる。しかし、国民の権利の制限まで議論に含めてしまうと、なかなか多くの政党の合意は得られない」

「国会ではどういふところから議論すべきか」

「多くの政党が早く改正したほうがいいと考えている項目というのがあると思つ。緊急性が高く、なおかつ多くの政党の合意を得られる項目から議論すればいいのではないか」

「民主党は安倍晋三首相の憲法観を問題視している」

「憲法改正の発議権は政府ではなく、国会にある。そういう意味では首相の憲法観は、問題ではない。あなたが首相であれ、党が憲法を改正すべしという立場であれば、しっかりと議論しなければならぬ」

「今後の党の議論の進め方は」

「憲法改正の議論と併せ、絶対に変えてはいけないという規定も議論しなければならぬ。国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原理は絶対に変えてはいけない」

「自民党内には早期の憲法改正を目指す意見もある」

(力武崇樹)